最終更新日：2020年12月4日
出光興産株式会社
代表取締役社長　木藤　俊一
問合せ先：財務部ＩＲ室　03-3213-9307
証券コード：5019
www.idss.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

第１編　総則
１．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
　当社は，ダイバーシティ＆インクルージョンをもとに，環境・社会と調和を図りながら，お客様・ステークホルダーとともに，新たな価値創造に挑戦し続ける日本発のエネルギー共創企業となることを目指しています。
　そのために，企業としての社会的責任を果たし，経営の透明性を向上し，健全で持続的な成長を図ることにより，お客様をはじめ，株主，ビジネスパートナー，地域社会，社員等のステークホルダーとの良好な関係を構築していくことを重視しています。
　コーポレートガバナンス・コードは，株主との対話を通じて会社の持続的成長と中長期的な企業価値を向上させようというものです。当社は，「広く社会で期待され信頼される企業」を目指しており，コーポレートガバナンス・コードを基本的に遵守すべきものと考えております。
　当社は，経営ビジョンに基づき，自ら律し，自ら考え，判断することを大切にしております。同時に，多様な知見やバックグラウンドを持つ独立社外取締役，独立社外監査役と当社の経営の実態や経営をめぐる環境を率直に議論し，闊達な意見を真摯に取り入れ，これからも透明かつ公正な経営を目指します。

第２編　コーポレートガバナンス体制と取締役会
１．コーポレートガバナンス体制
　当社は，取締役会において，経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに，監査役会設置会社として，取締役会から独立した監査役及び監査役会により，職務執行を監査します。

２．取締役会・取締役
（１）取締役会の役割
　取締役会は，法令，定款その他当社の規程の定めるところにより，経営戦略，経営計画その他当社の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行います。取締役会の客観性を高めるために，取締役会議長については，社長が務める旨の定款規定を，取締役会で定めるよう変更し，議長と社長の役割を分離できるようにしました。
　これ以外の事項に関しては，業務執行に関する意思決定を迅速に行うため，業務執行に関する権限を社長，執行役員を兼ねる取締役，執行役員及び部室長に委任します。
（２）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役，監査役候補の指名を行うに当たっての方針
　当社は，取締役会がその役割・責務を果たすためには，当社の戦略的な方向付けを行う上で，当社の取締役会の一員として当社の事業やその課題を熟知する者が一定数必要であることに加えて，取締役会の独立性，客観性を担保するため，取締役の知識，経験，能力の多様性を確保することも重要であると考えています。
　以上の考え方に基づき，当社の事業やその課題を熟知し，当社の経営を的確，公正かつ効率的に遂行することができる者を一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者として指名します。
　他方で，監督機能を発揮するため，次に掲げる「社外役員の独立性基準」を満たす者の中から多様な知見やバックグラウンドも考慮して，当社の経営に有益な助言を行い得る知識と経験を有する独立社外取締役及び独立社外監査役が，それぞれ取締役の3分の1以上，監査役の半数以上となるよう，候補者として指名することを基本方針としています。
＜社外役員の独立性基準＞
①現在又は過去において当社又はその子会社の業務執行者になったことがないこと
②当社の最新の株主名簿において持株比率１０％以上の大株主又は大株主である団体に現に所属している者でないこと
③直近の３事業年度において，年間のグループ間の取引総額が連結売上高の２％以上の取引先及びその連結子会社に現に所属している者でないこと
④直近の３事業年度において，当社から役員報酬以外に平均して年１，０００万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント，会計専門家，法律専門家，会計監査人若しくは顧問契約先（それらが法人，組合等の団体である場合は，その団体に現に所属している者）でないこと
⑤直近３事業年度において，総収入又は経常収益の２％以上の寄付を当社から受けている非営利団体に現に所属している者でないこと
⑥②～⑤の団体又は取引先に過去に所属していた場合，その団体又は取引先を退職後５年経過していること
⑦当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者（ただし，重要でないものを除く。）の配偶者又は三親等以内の親族でないこと
　取締役会の構成が経営戦略に適合し，更に実効性あるものとするため，取締役候補者の選定にあたっては、人材基準、スキルマトリックス等を活用し、全体のバランスを考慮した選定を行っております。
※スキルマトリックス：取締役会に必要と考える資質や多様性の要素等を表にまとめ，どの取締役がどの資質等を備えているかを可視化し，戦略的に検討するもの。
（３）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての手続
ア．取締役の員数
　当社は，取締役会における実質的な協議，検討の機会を確保するとともに，意思決定の迅速性を確保するため，取締役の員数は定款により２０名以内と定めています。
イ．指名諮問委員会
　当社は取締役の指名に関わる機能の透明性・客観性を担保するため，取締役会の諮問機関として，「指名諮問委員会」を設置します。指名諮問委員会は，取締役会の諮問に応じて，社長が提案した取締役・監査役の選任・解任に関する株主総会議案、役付執行役員の選任及び解任並びにそれらの役位等に関する事項について，答申します。　指名諮問委員会は，独立社外取締役及び独立社外監査役で構成し，独立社外取締役が委員長を務めます。

ウ．取締役候補者の選任と取締役の解任
　取締役候補者の選任にあたっては，社内，社外を問わず，各候補者の能力，知見，パフォーマンスを十分評価した原案を社長が代表取締役間で議論した上で指名諮問委員会に上程し，取締役会が指名諮問委員会の答申を踏まえて決定します。
　また，指名諮問委員会は，必要と認めた場合，取締役の解任につき審議し，結果を取締役会に答申します。
(4) 取締役の任期
　取締役の任期は，定款の定めるところにより，選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。
(5) 取締役の兼任
　取締役が当社以外の役員等を兼任する場合，取締役としての善管注意義務及び忠実義務を履行可能な範囲として当社の取締役会への出席率75%以上を確保できる程度に限るものとします。
　具体的には，上場企業の役員等を兼務する場合，当社を含めて5社までとします。また，重要な兼任の状況について毎年開示します。
(6) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
ア．取締役・執行役員報酬の基本方針
(ア) 経営ビジョンの実現に向けて，会社業績及び中長期に亘る企業価値向上に繋がるものとします。
(イ) お客様を始め，社会・環境，株主，ビジネスパートナー，社員等のステークホルダーに対し説明責任を果たせるよう，透明性・合理性・公正性を備えた報酬体系，決定プロセスとします。
　取締役（社外及び非常勤を除く）及び執行役員の報酬は，①基本報酬，②短期業績連動報酬，③中長期業績連動報酬（株式報酬）で構成します。報酬水準は経営環境の変化に対応し，外部調査データ等を踏まえて，適宜・適切に見直します。
イ．報酬諮問委員会
　当社は取締役・執行役員報酬の決定に関わる機能の独立性・客観性を担保するため，取締役会の諮問機関として「報酬諮問委員会」を設置します。報酬諮問委員会は，取締役会の諮問に応じて，取締役及び執行役員の報酬に関する事項について，答申します。
　報酬諮問委員会は，独立社外取締役及び独立社外監査役で構成し独立社外取締役が委員長を務めます。
ウ．取締役の報酬等の額の決定は次のとおり行います。
(ア) 報酬諮問委員会は，取締役の評価の妥当性を審議したうえで，上記ア．の基本方針に基づき，個々の取締役に対する報酬等の額を審議し，取締役会に答申します。
(イ) 取締役会は，報酬諮問委員会の答申を経て，株主総会で決議された取締役全員の報酬等の総額の範囲内で，個々の取締役に対する報酬等の額を決定します。
　なお役位別の水準は取締役会が報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定しています。
(7) 独立社外取締役
ア．取締役会議案事前説明時のミーティング
　取締役会議案の理解を深めるため，独立社外取締役及び独立社外監査役による，事前説明及び意見交換のためのミーティングを実施します。
イ．社外役員ミーティング
　独立社外取締役及び独立社外監査役は，3か月に1回，取締役会終了後，次のような当社のコーポレートガバナンス事項及び業務の監督等に関する会合を実施します。
・常勤監査役，コンプライアンス相談窓口が受けた内部通報等の内容を含む，内部統制に関する情報
・IR部門が受けた機関投資家，個人株主からの意見要望の内容
・内部監査部門からの情報
・その他経営陣の業務執行に関する意見交換
ウ．会計監査人とのミーティング
独立社外取締役は，3か月に1度の外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツと監査役との定例ミーティングに参加できるようにします。
(8) 実効性評価
　当社は年に1回以上取締役及び監査役全員で取締役会全体の実効性を評価し，その結果の概要を開示します。

3．監査役会・監査役
(1) 監査役会の役割
　監査役会は，取締役会から独立した組織として，法令に基づく当社及び子会社に対する事業の報告請求，業務・財産状況の調査，会計監査人の選解任等の権限を行使すること等を通じて，取締役の職務の執行，当社及び子会社の内部統制の体制・財務状況等についての監査を行います。
(2) 監査役会の構成
　監査役は，財務・会計に関する十分な知見を有する者を含み，定款によりその員数を6名以内と定めています。
(3) 取締役会が監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
ア．監査役候補者の指名方針
　監査役候補者については，適切な経験・能力及び必要な財務，会計又は法務に関する知識を有することを前提に，以下の方針に基づき，監査役会の事前の同意を得たうえで選任します。
　社内監査役候補者については，当社の事業やその課題を熟知し，当社の監査・監督を的確，公正かつ効率的に遂行することができる者を選任します。
　独立社外監査役候補者については，監査・監督機能を発揮するため，上記2．(2) 記載の「社外役員の独立性基準」を満たす者の中から多様な知見やバックグラウンドも考慮して，当社の経営に有益な助言を行い得る知識と経験を有する者を指名することを基本方針としています。
イ．指名諮問委員会
　指名諮問委員会は，取締役会の諮問に応じて，社長が提案した株主総会に提出する監査役候補者の選任に関する事項について，答申します。
ウ．監査役候補者の選任
　監査役候補者の選任にあたっては，社長が代表取締役間で議論した上で，社内，社外を問わず，各候補者の能力，知見，パフォーマンスを十分評価した原案を，事前に監査役会の同意を得て，取締役会に上程します。
(4) 監査役の任期
　監査役の任期は，定款の定めるところにより，選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。
(5) 監査役の兼任
　監査役が当社以外の役員等を兼任する場合，監査役としての善管注意義務及び忠実義務を履行可能な範囲として当社の取締役会への出席率75%以上を確保できる程度に限るものとします。
　具体的には，上場企業の役員等を兼務する場合，当社を含めて5社までとします。また，重要な兼任の状況について毎年開示します。
(6) 監査役の報酬
　監査役の報酬については，2006年6月27日開催の第91回定時株主総会で，その総額は年額1億2千万円以内と定められており，個別の額は監査役の協議で決定しています。

4．相談役･顧問
(1) 相談役
会長･社長経験者への相談役の委嘱は行いません。
(2) 顧問
当社の委嘱基準に従い，委嘱の際は指名諮問委員会の答申を踏まえて，取締役会で決定します。

5．トレーニング
当社は，独立社外取締役･独立社外監査役を含む取締役･監査役に対し，就任の際における当社の事業･財務･組織等に関する必要な知識の習得，取締役，監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供及び在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に，個々の取締役･監査役に適合したトレーニングの機会の提供･斡旋やその費用の支援を行います。

第3編　株主の権利･平等性の確保，株主との対話等
1．方針
当社は，株主の権利及び平等性が実質的に確保されるよう，適切な権利行使のための環境整備に取り組みます。また，当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため，株主総会以外の場においても，株主との建設的な対話を行うための体制整備を行います。

2．株主総会
(1) 基本的な考え方
当社は，株主総会が当社の最高意思決定機関であること及び株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し，株主の意思が適切に当社の経営に反映されるよう十分な環境整備を行います。
(2) 情報の提供
当社は，株主が総会議案を検討する十分な時間を確保することができるよう，総会の会日の3週間前までに招集通知を発送するとともに，招集通知発送前に当社ウェブサイト等にその内容を掲示する等，電子的手段による公表を行います。
(3) 開催日程
当社は，多くの株主が株主総会に出席することにより，株主との建設的な対話を実現するために，株主総会の開催日等を適切に設定します。

3．株主との対話
当社は，コーポレートガバナンスに関する基本方針及び情報開示に関する基本方針に基づき，会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう社長，IR担当執行役員をはじめ関係部署が連携して，様々な機会を通じて株主との建設的な対話を実施するよう努めてまいります。

4．政策保有上場株式
(1) 政策保有上場株式の保有方針
当社は，中長期的な取引の維持，拡大のために必要と判断した政策保有株式を保有していますが，年1回次の方法で政策保有株式の保有の適否を検証し，縮減を進めています。
すなわち，株式保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかの定量評価及び事業安定性向上等の定性評価の両面で精査し，取締役会で審議の上売却の適否を判断します。
なお，売却と判断した銘柄については，取引先と十分な対話をし，理解を得た後，株価への影響を考慮して，売却を進めています。
(2) 政策保有上場株式に係る議決権の行使に関する基準
当社は，政策保有上場株式に係る議決権について当社と政策保有先双方の持続的な企業価値を向上させるかどうかを基準に行使することを方針としています。
政策保有先が持続的な企業価値を向上させることができるかどうかについては，政策保有先の経営戦略，業績等を考慮して判断するものとし，議案の内容によっては，説明を受けた上で議決権を行使するものとします。
政策保有先の議案が当社と利益が相反するおそれがある場合において必要があるときは，当社は，独立社外取締役，社外の専門家の意見を踏まえて議決権を行使するものとします。

第4編　その他コーポレートガバナンスに関する事項
1．関連当事者取引
当社は，当社の取締役が法令に定める競業取引又は利益相反取引を行う場合は，当社の取締役会においてその取引につき重要な事実を事前に開示して，その承認を得なければならないものとします。
また，その取引を行った取締役は，承認後も遅滞なく重要な事実を取締役会に報告しなければならないものとされています。

2．ダイバーシティ
当社は，以下の「出光グループ ダイバーシティ＆インクルージョン方針」により，当社グループにおけるダイバーシティに取り組んでいます。
【出光グループ ダイバーシティ＆インクルージョン方針】
出光グループは、日本発のエネルギー共創企業として社会が抱える諸課題の解決に向け、多様なステークホルダーとともに新しい価値の創造に取り組んでまいります。そのためには、多様な視点や価値観、多彩な力を取り入れ、個々の潜在能力を最大限に引き出し、化学反応を起こしていくことが欠かせません。
出光グループでは、職務上の地位、雇用形態、年齢、性別、学歴、出身地、国籍、人種、障がい、思想信条、宗教、性的指向、性自認、結婚の有無などに基づく差別を根絶し、一人ひとりの個性を活かしお互いを尊重し高め合う「ダイバーシティ＆インクルージョン」を積極的に推進していきます。
・ いかなる差別も撤廃します
・ 個人の能力を最大限に発揮できる環境を整備します
・ 従業員一人ひとりのワークライフバランスを尊重します
・ 互いの個性を尊重し、高めあい、チームの力を最大限に発揮できる職場風土をつくります

3．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
企業年金基金は，運用の執行及び運用金融機関との交渉を，財務部門に所属する理事に実施させ，また，定期的に開催される資産運用委員会に諮問することにより，運用の専門性及び企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理します。

【コーポレートガバナンス･コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
「コーポレートガバナンス基本方針」第3編「株主の権利･平等性の確保，株主との対話等」 4「政策保有上場株式」をご参照ください。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
「コーポレートガバナンス基本方針」第4編「その他コーポレートガバナンスに関する事項」1「関連当事者取引」をご参照ください。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
「コーポレートガバナンス基本方針」第4編「その他コーポレートガバナンスに関する事項」3「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」をご参照ください。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1) 経営理念や経営戦略，経営計画
当社グループの経営ビジョンを当社ウェブサイトにて公表しております。
https://www.idss.co.jp/company/policy/index.html
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
「コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(6)「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」をご参照ください。
(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(2)「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役，監査役候補の指名を行うに当たっての方針」及び(3)「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての手続」をご参照ください。
(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の，個々の選任・指名についての説明
定時株主総会の招集通知（株主総会参考書類）に，取締役，監査役全員について，候補者とした理由を記載しています。
招集通知は，当社ウェブサイトにも掲載しておりますので，そちらをご参照ください。

【補充原則4－1－1　経営陣に対する委任範囲の設定，概要】
取締役会は，法令，定款その他当社の規程の定めるところにより，経営戦略，経営計画その他当社の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行います。
これ以外の事項に関しては，業務執行に関する意思決定を迅速に行うため，業務執行に関する権限を社長，執行役員を兼ねる取締役，執行役員及び部室長に委任しています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(2)「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役，監査役候補の指名を行うに当たっての方針」をご参照ください。

【原則4－11－1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス，多様性及び規模に関する考え方，取締役の選任に関する方針・手続】
「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(2)「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役，監査役候補の指名を行うに当たっての方針」をご参照ください。

【原則4－11－2　社外取締役・社外監査役の兼任状況】
「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(5)「取締役の兼任」及び3「監査役会・監査役」(5)「監査役の兼任」をご参照ください。

【原則4－11－3　取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】
(1) 方針
当社は年に1回以上取締役及び監査役全員で取締役会全体の実効性を評価し，その結果の概要を開示します。
(2) 評価の方法
当社は昭和シェル石油株式会社との間で2019年4月に株式交換，7月に吸収分割の方法で経営統合を行いました。新体制で一定期間経営した後，2019年12月から2020年1月にかけて全取締役及び監査役を対象としたアンケート（全27問）を実施し，回答分析結果を3月及び4月に取締役会で討議する方法で評価を実施しました。
アンケートの設問設計及び回答分析は，外部専門機関の助言を得ながら実施しました。
(3) 評価結果
総じて，取締役会は実効的に機能していると評価します。
100年以上の伝統を有する2つの会社が融合し，社内と社外の比率（社内取締役・監査役8名，非常勤取締役2名，独立社外取締役・監査役7名），メンバーの多様性（女性，外国籍）等バランスの取れた取締役会において，重要情報を共有化のうえ，深く多面的な議論を実施しました。
その結果，特に，
①取締役会の多様性の確保
②取締役会資料の適切な時期での提供
③取締役会開催前における審議事項に関して適切な時期、内容での事前説明の実施
④取締役会での自由闊達・建設的な議論・意見交換
という点について，高い評価を得ました。
(4) 課題と今後の取り組み
評価の結果抽出された課題について，次のとおり取り組んでまいります。
①取締役会の構成
取締役会のさらなる活性化・機能強化に向けて，取締役のうち3分の1以上を独立社外取締役で構成するといった外形的基準を継続して満たすだけでなく，スキルマトリックスを用いて，取締役会総体としての最適な体制を追求します。
また，招集通知に掲載するスキルマトリックスにて，取締役候補者に特に期待する分野を明示し，当社が取締役会に必要と考える素養・経験を備えた取締役を選任します。
②取締役会で審議すべき事項の見直し
経営統合から一定期間経過したことを踏まえ，今後取締役会は，戦略，ガバナンス及び企業価値向上に関連した事項に，一層重点を置いて議論してまいります。
また，2019年12月から2020年3月にかけて，組織，人事，規程という切り口で，取締役会から執行部に大幅に業務執行の決定を委ね，意思決定の迅速化と執行責任の明確化を図りました。
③経営計画の進捗状況フォローアップ
2020年4月開始の中期経営計画について，取締役会は，短期的には四半期毎に中長期的には環境変化を見極めて，適宜戦略見直しの時期や

内容を判断いたします。
また，取締役会では，「戦略課題の討議」として，担当執行役員が具体的な事業戦略等を報告し，当該報告を踏まえたフォローアップを行っております。
④CEO後継者計画・選解任手続きに関する検討
CEO選任手続きについては，指名諮問委員会にて検討を行っております。
２０２０年度は，CEO選任手続きに加えて，CEO後継者計画，CEO解任手続きについても指名諮問委員会にて検討します。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は，取締役・監査役の就任時に，上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務・コンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施しております。
また，新たに当社の独立社外取締役，独立社外監査役に就任した者に対しては，当社の事業・財務・組織等を説明することとし，その役割・責務を果たすことができるよう環境の整備に努めております。
更に，当社は，各取締役，監査役による自己研鑽を奨励し，個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会を提供し，又は斡旋するとともに，その必要費用について広く支援を行うこととしています。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は，取締役会の承認の下，情報開示に関する基本方針を「情報開示規程」にて定めており，そのうち重要事項を「ディスクロージャーポリシー」として当社ウェブサイトに開示しております。
https://www.idss.co.jp/ir/management/disclosure/
株主との建設的な対話を行うため，ＩＲに関する部署及び担当者を指定しております。詳細は，当報告書「III　株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」２「ＩＲに関する活動状況」をご参照ください。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日章興産株式会社	27,119,000	9.11
Aramco Overseas Company B.V.	23,115,800	7.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	21,854,800	7.34
公益財団法人出光文化福祉財団	12,392,400	4.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,372,200	4.15
公益財団法人出光美術館	8,000,000	2.69
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,353,587	1.80
株式会社三菱UFJ銀行	5,142,800	1.73
株式会社三井住友銀行	5,142,800	1.73
三井住友信託銀行株式会社	5,142,800	1.73

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はありません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	石油・石炭製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

（1）グループ経営に関する考え方及び方針

当社は、グループ会社とともに国内外において事業を展開しております。当社グループ全体の中長期的な企業価値向上と持続的発展を目的として、経営ビジョンをグループで共有するとともに、事業運営について、各社の事業特性や外部環境を踏まえて、最適なグループ経営を行うべく必要に応じて検証と見直しを実施しています。

（2）上場子会社を有する意義

東亜石油株式会社（出資比率：50.10%）

東亜石油株式会社は、需要の大きい首都圏において、当社グループのエネルギーの安定供給の一翼を担う石油精製会社です。同社は競争力の高い精製、発電設備を有し、当社が持つ販売ネットワーク、全国の製油所体制を活用した製品融通などを通じたシナジー効果を追求することで、同社及び当社グループ収益の最大化を図っています。

株式会社エスディーエス バイオテック（以下、SDS）（出資比率：69.67%）

SDSは、化学農薬の研究開発、製造から販売までを行う一貫型企業として国内及び海外で事業展開する当社グループのアグリバイオ事業における中核企業です。当社がこれまで培ってきた生物農薬のコア技術に加え、SDSが有する化学農薬の充実化を通じ、今後の需要拡大が見込まれる生物農薬との相乗効果により同社及び当社グループ収益の最大化を図る予定です

（3）上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

当社の「コンプライアンス行動規範」、「内部統制システムの基本方針」、「リスクマネジメント基本要綱」などを子会社と共有することで、グループ内部統制の充実に努めるとともに、「関係会社規程」に基づき、子会社の経営機構が十分に機能するよう必要な支援を実施しています。また、上場子会社の独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制の支持や、当社と同社間の市場価格等を勘案した合理的な取引条件の設定等、少数株主の利益に十分配慮し、上場子会社の経営の独立性を尊重しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橘川　武郎	学者											
マッケンジー・クラグストン	学者											
大塚　紀男	他の会社の出身者								△			
安田　結子	他の会社の出身者											
小柴　満信	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橘川　武郎	○	該当事項なし	大学教授としての経験及び専門性,人格,見識等を総合的に判断して選任しています。一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有しています。
マッケンジー・クラグストン	○	該当事項なし	外交官及び大学教授としての経験及び専門性,人格,見識等を総合的に判断して選任しています。一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有しています。

大塚　紀男	○	2017年6月まで当社の取引先である日本精工株式会社の業務執行者として在任していました。	業務経験を通じた専門性,人格,見識等を総合的に判断して選任しています。一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有しています。大塚氏は日本精工株式会社の業務執行者でしたが,当社グループと日本精工株式会社との間の取引額は極めて僅少であり、2019年度においては427万円です。以上のことから,一般株主と利益相反の生じるおそれはなく，独立性を有しているので独立役員として指定します。
安田　結子	○	該当事項なし	業務経験を通じた専門性,人格,見識等を総合的に判断して選任しています。一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有しています。
小柴　満信	○	2020年6月まで当社の取引先であるJSR株式会社の業務執行者として在任していました。	経営者としての専門性,人格,見識等を総合的に判断して選任しています。一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有しています。小柴氏はJSR株式会社の業務執行者でしたが,当社グループとJSR株式会社との取引額の当社連結売上高に占める割合は小さく,2019年度においては約50億円,当社連結売上高に占める割合は0.08%です。以上のことから,一般株主と利益相反の生じるおそれはなく，独立性を有しているので独立役員として指定します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	0	3	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	0	2	0	1	社外取締役

補足説明

当社は，取締役会の諮問機関として，独立社外取締役及び独立社外監査役で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は，監査スケジュールの調整，監査結果の連絡，往査への同行など，相互に連携を保ち，効率的で効果的な監査を実施するように努めています。また，会計に関する様々な情報交換や監査活動上の不具合を相互に意見交換することにより，監査レベルの向上を図っています。
　監査役と内部監査部門は，重点項目のすり合わせ，監査スケジュールの調整，監査結果の連絡など，相互に連携を保ち，効率的で効果的な監査を実施するように努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤　大義	公認会計士													
山岸　憲司	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤　大義	○	該当事項なし	公認会計士及び大学教授としての経験及び専門性、人格,見識等を総合的に判断して選任しています。一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有しています。
山岸　憲司	○	該当事項なし	弁護士としての経験及び専門性,人格,見識等を総合的に判断して選任しています。一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役・執行役員の報酬等は，役割に応じて毎月支給される基本報酬，業績に応じてその額が変動する変動報酬（短期業績に連動する賞与と業績連動型株式報酬）で構成しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

会社法，金融商品取引法，企業内容の開示に関する内閣府令等，関係法令の定めに従って開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)役員報酬の基本方針
当社の取締役及び執行役員(以下「取締役等」という。)の報酬については，(ア)グループ経営ビジョンの実現に向けて，会社業績並びに中長期に亘る企業価値向上に繋がるものとすること(イ)お客様をはじめ，社会・環境，株主，ビジネスパートナー，社員等のステークホルダーに対し説明責任が果たせるよう，透明性・合理性・公正性を備えた報酬体系，決定プロセスとすることを基本方針としています。当該基本方針に基づき，当社の役員報酬制度は，以下の内容としています。
(2)報酬水準
取締役等の報酬水準については，経営環境の変化や外部調査データ等を踏まえて，適宜・適切に見直すものとします。

(3)報酬構成
当社は，2019年4月1日をもって昭和シェル石油株式会社との経営統合を行っており，2019年度以降の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の報酬体系は，新たな体制のもとで，シナジー創出の最大化や事業ポートフォリオの組み替え，環境・社会・ガバナンスへの取り組み強化等により，更なる企業価値向上に繋がるものとすべく，①固定報酬，②業績連動賞与(インセンティブ構成の明確化を目的に，これまでの業績連動型金銭報酬(定期同額給与)を業績連動賞与に移行)，③業績連動型株式報酬により構成することとしています。
なお，標準支給時ベースにおける固定報酬，業績連動賞与，業績連動型株式報酬の割合は，概ね70%：15%：15%となるように設定しています。また，社外取締役の報酬は，客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保する観点から，固定報酬のみの構成としています。
固定報酬は，役割に応じて定められた報酬額を月次で支給するものとします。
業績連動賞与は，役割や会社業績(親会社株主に帰属する当期純利益(以下「当期純利益」という)・連結営業利益)等の達成度に応じて業績連動賞与が0%～200%の範囲で変動する設計としています。
業績連動型株式報酬は，株主との価値共有の観点から，役員共通で全社業績(当期純利益・連結営業利益)の達成度に応じて業績連動型株式報酬が0%～200%の範囲で変動する設計としています。また，取締役等に対して株式が交付される時期は退任後であり，在任期間中の株価変動により資産価値が変動する中長期的なインセンティブとなっています。
業績連動の算定指標について，当期純利益・連結営業利益を指標としているのは，株主・投資家との価値共有を図るためであり，当社の企業価値向上に向けた収益力の強化のための適切な指標であるとの考えに基づいています。
また，当該各指標のウェイトについては，各取締役等の職責に鑑み，設定しています。

(4)役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容
役員の報酬等については，2006年6月27日開催の第91回定時株主総会において，取締役については年額12億円以内，監査役については年額1億2千万円以内と定められており，当該決議時における取締役の員数は12名，監査役の員数は5名です。
なお，2019年6月27日開催の第104回定時株主総会において，上記の報酬枠とは別枠として，連続する3事業年度を取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の対象期間として設定する信託に対して，合計19億円(但し，2018年度から既に開始する信託については，2018年度から2021年度までの4事業年度を対象期間として合計23億円)を上限とする金員を拠出し，当該信託を通じて取締役等に当社株式の交付を行うことを決議しており，当該決議時において本制度の対象となる取締役(社外取締役を除く)の員数は6名，取締役を兼務しない執行役員の員数は31名です。
取締役の個別の報酬等は，取締役会が独立社外取締役及び独立社外監査役で構成される報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定し，監査役の個別の報酬等は，監査役の協議で決定しています。なお，報酬諮問委員会について，2019年度は役員報酬に関する審議を含めて計10回開催しています。

(5)取締役の報酬等の総額
２０１９年度の取締役の報酬等は，１３名で，総額５．４億円です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催前に，社外取締役及び監査役合同で又は個別に事前説明を行っています。
また，社外監査役に対しては，常勤監査役及び専従の監査役会事務局が会社の情報を適宜提供しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
月岡　隆	特別顧問	社長経験者として以下の観点について,現経営陣に助言する。 ・業界,財界における活動 ・統合後の社員信頼向上 ・顧客との取引関係の維持・拡大	常勤・報酬有	2020/6/25	2年

亀岡　剛	特別顧問	社長経験者として以下の観点について,現経営陣に助言する。 ･業界,財界における活動 ･統合後の社員信頼向上 ･顧客との取引関係の維持･拡大	常勤･報酬有	2020/6/25	2年

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数	2 名

その他の事項

顧問制度については2017年6月に見直し，顧問規程を改定し，相談役を廃止しました。顧問の委嘱業務，報酬については，独立社外取締役及び独立社外監査役から構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を踏まえて取締役会が委嘱を決定しています。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

当社は，次のとおり，迅速且つ適正な意思決定，効率的な業務執行を行うとともに，経営の透明性･健全性を維持するため，諮問委員会を設置し社外の第三者的意見を経営に反映させ，また一般株主保護のため，一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しています。

(1)業務執行･経営の監視の仕組み
当社は，業務執行の効率化のため，執行役員を設置しています。執行役員は取締役会又は社長により選任され，関係取締役と連携して業務を執行しています。取締役会は，原則として月に1回開催し，法令，定款及び「取締役会規程」に基づき，重要事項の決定及び業務執行の監督にあたっています。
取締役会には社外の諮問委員からなる諮問委員会を設置し，取締役会の機能強化に努めています。
経営の監視の仕組みとしては，取締役会による監督，監査役監査，会計監査のほか，専属スタッフからなる各執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設置し，「内部監査規程」に基づく内部監査及び「財務報告に係る内部統制評価規程」に基づく内部統制評価を行っています。

(2)内部監査の状況
社長直属の内部監査室は，各執行部門で行う「内部統制及び自己管理に関する規程」に基づく自己管理を基本に，定期的に各執行部門における業務の適法性，リスク管理状況，社内規程に基づく業務執行の状況等について確認するための監査を行っています。
監査結果は社長，対象執行部門の関係取締役及び監査役に報告し，必要に応じ社長等は当該執行部門へ指示等を行っています。内部監査により改善点の助言･提案を受けた執行部門は，改善実行計画書を作成し，内部監査室長へ提出するとともに，改善を行います。
また，内部監査室は，必要に応じてフォローアップ監査を実施しています。

(3)財務報告に係る内部統制評価の状況
内部監査室は，グループ全体の財務報告の信頼性を確保するため，「財務報告に係る内部統制評価規程」に基づき，各執行部門が実施する内部統制の整備及び運用状況について，確認と評価を行っています。評価の結果，発見された不備について，各執行部門は是正計画を作成し，改善を行います。
また，改善計画及び改善の実施結果を内部監査室長へ提出するとともに，内部監査室は，改善状況について再評価を行います。

(4)監査役監査の状況
監査役（4名）は，取締役会への出席と定時株主総会に提出する事業報告，計算書類及び連結計算書類の監査を実施するほか，日常的に取締役等の業務執行状況の監査を実施しています。常勤監査役は，経営委員会等の社内の重要会議に出席するとともに，部室長，海外店長及び子会社社長との面談を通じて，非常勤監査役は，主要部室の往査を通じて，監査の充実を図っています。代表取締役とは，原則として四半期に1回ミーティングを開催し課題の討議の場としています。
監査役会は，原則として月に1回開催し，監査役相互の課題及び情報の共有化を図るとともに，必要に応じ取締役及び各執行部門に対し，情報の提供を求め，監査レベルの向上を図っています。
なお，当社の社外監査役伊藤大義氏は公認会計士及び大学教授としての経験を有し，財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また，監査役会の職務を補助する監査役会事務局を設置しています。

(5)会計監査の状況
当社の会計監査は，有限責任監査法人トーマツが行っています。当該監査法人は，監査品質，品質管理，総合的能力に鑑み，有効かつ効率的な監査業務を遂行できます。当社の2019年度の会計監査業務を執行した公認会計士は，有限責任監査法人トーマツ所属の磯俣克平氏，山本大氏，鈴木基之氏，高島稔氏の4名です。
また，上記監査業務に係る補助者の人数は，公認会計士7名，その他27名となっています。
上記監査法人及びその業務執行社員と当社の間には，特別な利害関係はありません。また，当社と上記監査法人との間では，会社法監査と金融商品取引法監査について，監査契約を締結し，それに基づき報酬を支払っています。

(6)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は，会計監査人の職務の執行に支障がある場合等，必要があると判断したときは，会社法に基づき，会計監査人の解任又は不再任の手続きをとるものとします。

(7)各委員会の概要
(ア)諮問委員会
当社は，経営の透明性･健全性を維持するため，取締役会の諮問機関として，社外の有識者を委員とする次の2つの委員会を設置しています。両委員会では，当社に対する第三者の視点から忌憚のない意見を傾聴し，経営の改善に反映しています。
「経営諮問委員会」
この委員会は，経営全般の変革に向けた課題を諮問する機関として，原則として半期に1回開催し，2名の社外の諮問委員から，提言をいただいています。
「安全保安諮問委員会」
この委員会は，製油所･事業所の大規模災害防止のため，保安の強化課題，特に技術的な課題に対して諮問してきました。昨今の経営環境の変

化により，事業拡大，新規事業，海外展開等の安全保安の確保の重要性が高まりつつあります。そこで，事業展開に則したテーマを選択し，都度，有識者から提言がいただけるよう安全環境本部内に担当ワーキンググループを設け，進めています。

(イ)指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社は，上記（ア）に記載の2つの委員会に加え，独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しています。指名諮問委員会は，社長が提案した取締役・監査役の選任・解任に関する株主総会議案、役付執行役員の選任及び解任並びにそれらの役位等について，答申します。

また，報酬諮問委員会は，取締役会の諮問に応じて，取締役及び執行役員等の報酬に関する事項について答申します。

(ウ)経営委員会及び各委員会

当社は，グループ全体及び各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討の場として「経営委員会」と「リスク経営委員会」を設置しています。「経営委員会」は業務執行の決定，「リスク経営委員会」はリスクマネジメント方針の決定とモニタリングを役割としています。リスクマネジメントにおいては，その下部組織として「リスクマネジメント委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置し，その他必要に応じて各委員会を設置しています。また，「財務報告に係る内部統制評価委員会」を設置し，年度整備・運用方針及び評価計画に関する事項，評価範囲の決定に関する事項等を審議・検討しています。「経営委員会」及び「リスク経営委員会」以外の委員長は，原則として社長以外の取締役又は執行役員とし，内部統制の一環として部門横断的な機能を担い，実効性のある委員会運営を行うこととしています。

各委員会の概要については次のとおりです。

・経営委員会
委員長：社長
委員：委員長が人事委員会の審議を経た上で任命する委員
開催：原則3回／月
役割：グループ全体並びに各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討，業務執行の審議

リスク経営委員会
委員長：社長
委員：委員長が任命する委員
開催：原則2回／年
役割：グループ全体並びに各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討，リスクマネジメント方針の決定とモニタリング

・リスクマネジメント委員会
委員長：取締役又は執行役員
委員：関係部室長
開催：原則4回／年
役割：業務リスクマネジメント推進のための重要方針の審議，立案

・コンプライアンス委員会
委員長：取締役又は執行役員
委員：関係部室長
開催：原則2回／年
役割：コンプライアンス懸念事例の対応や，コンプライアンス推進活動計画，活動状況のモニタリング

・財務報告に係る内部統制評価委員会
委員長：取締役又は執行委員
委員：関係取締役又は執行役員
開催：原則2回／年
役割：財務報告に係る内部統制に関する事項の審議・検討

・情報開示委員会
委員長：取締役又は執行役員
委員：関係取締役，執行役員及び部室長
開催：必要に応じて開催
役割：制度開示情報等の開示の決定

・投融資委員会
委員長：経営企画部長
委員：関係部室長
開催：必要に応じて開催
役割：投融資に係る事項の審議・上申及び投資基準等の策定

・デリバティブ委員会
委員長：取締役又は執行役員
委員：関係部室長
開催：原則1回／月
役割：デリバティブ監査及びグループ全体のリスク管理状況の確認・報告

・プロキュアメント委員会
委員長：取締役又は執行役員
委員：関係部室長
開催：原則1回／月
役割：サービス・原材料等の発注に係る事項の審議・検討

・与信委員会
委員長：取締役又は執行役員
委員：関係部室長
開催：原則1回／月

役割：不良債権の回収対策等及び債権管理に関する基本方針の制定等

・研究開発委員会
委員長：取締役又は執行役員
委員：関係部室長
開催：原則4回／年
役割：全社研究開発の方向性，戦略及び課題に関する事項の検討

(エ) 人事委員会
当社は，執行役員等の適材適所の配置と公平公正な評価の実現及び決定プロセスの透明性強化のため，社長の諮問機関として人事委員会を設置しています。人事委員会は社長，副社長執行役員，人事管掌役員及び代表取締役社長が指名する役員をメンバーとして，執行役員の選解任，経営委員会メンバーの選任等について協議し，答申します。

(8)環境，安全及び衛生に関する体制
当社は，環境マネジメント及び操業に伴う環境保全，安全・保安及び衛生の確保については「安全衛生環境基本要綱」を定めています。同基本要綱に基づき，当社及び当社グループの環境マネジメント，操業に伴う環境保全及び安全・保安及び衛生の確保に係る基本方針及び重要事項を立案し，諸活動を推進する「安全環境本部」を設置しています。

(9)品質保証に関する体制
当社は，品質保証については「品質保証基本要綱」を定めています。この基本要綱に基づき，当社及び当社グループの品質保証に関する基本方針の制定及び重要事項を立案し，諸活動を推進する「品質保証本部」を設置しています。

(10)指名，報酬決定
①取締役候補者指名
「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(2)「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役，監査役候補の指名を行うに当たっての方針」及び(3)「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての手続」をご参照ください。
②取締役の報酬
「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(6)「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」をご参照ください。
③監査役候補者指名
「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」3「監査役会・監査役」(3)「取締役会が監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」をご参照ください。
④監査役の報酬
「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」3「監査役会・監査役」(6)「監査役の報酬」をご参照ください。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は，法改正等を通じて強化された監査役により十分な監査機能が発揮されることに鑑み，監査役制度を採用し，事業に精通した取締役を中心に取締役会を構成しています。さらに，社内出身者とは異なる客観的視点を経営に反映させるため，２０１４年以降，独立社外取締役を複数名選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は，株主総会の招集通知を開催日の3週間前に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社は，インターネットにより議決権を行使できるようにしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は，(株) ICJが運営する機関投資家向けの議決権行使プラットフォームを利用できるようにしています。
招集通知 (要約) の英文での提供	当社は，英文の招集通知 (事業報告を含む) を当社ホームページに掲載しています。
その他	招集通知を発送日より数日前に，東京証券取引所への開示，及び当社ホームページにて電子公開しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	以下のＵＲＬにてディスクロージャーポリシーを公表しています。 https://www.idss.co.jp/ir/management/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	国内各地で個人投資家向け説明会を実施している他個人投資家向けIRイベントにも参加し，IR担当執行役員，財務部IR室長等が事業概要，経営戦略及び経営状況について説明しています。	なし
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	･四半期ごとに説明会を実施し，IR担当執行役員等による，決算･業績予想に関する説明，質疑応答を実施しています。 ･上記のほか，アナリスト･機関投資家向けにミーティングや事業説明会等を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	･決算発表後，英語によるナレーション付きの説明資料を当社ホームページにて公開しています。 ･IR担当執行役員等が欧米，アジアを訪問し (年1～2回)，経営戦略及び決算･業績予想について説明しています。 ･証券会社主催の海外投資家向けセミナーに参加し，面談を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下のＵＲＬにてIR資料を掲載しています。 https://www.idss.co.jp/ir/ ･社長メッセージや決算情報 (決算短信，決算説明会資料，有価証券報告書，四半期報告書，財務データのグラフ等)，株主通信等のIR資料を掲載しています。 ･当社の経営ビジョンや株主還元などを記載した個人投資家向けのサイトも掲載しています。 ･海外の投資家に向けて関連する情報を英文で提供しています。	
IRに関する部署 (担当者) の設置	IR担当部署名：　財務部IR室 IR担当執行役員：　上席執行役員　最高財務責任者　酒井　則明 IR事務連絡責任者：　財務部IR室長　関根　宗宏	

その他	・個人投資家向けIR活動（定期的説明会以外） 個人投資家を主たる対象として，当社の事業をより理解していただけるよう年2回株主通信を発行しています。また個人投資家を中心にコミュニケーションを充実する観点から，IRに関するご質問・ご意見を受け付ける「IR問合せ窓口」を当社ホームページにて運営しています。 ・IR活動状況の経営陣を含む社内へのフィードバック IR活動にて頂いた株主等からのご意見等については，経営陣，事業部へ適時・適切に報告しています。 ・株主との対話の為の社内連携 株主，投資家との対話に際して，IR室が中心となり，経営企画，広報，法務等関連する部署と，適宜開示情報や社内情報を共有化し，建設的な対話促進に活かしています。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営ビジョンの中に，お客様・ステークホルダーとともに新たな価値創造に挑戦することを規定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は，環境保全活動及びＣＳＲ活動の推進体制を定め，当社グループ全体で継続的に推進しています。その詳細につきましては「出光統合レポート」「出光サステナビリティレポート」をご参照願います。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公正・適時・公平な情報開示に努めることにより当社グループのステークホルダーが当社グループに対する理解を深め，株主・投資家の適正な投資判断に資することを目的に，「情報開示規定」を制定しています。 また，ステークホルダーとの関わりについての記述を含む「出光統合レポート」「出光サステナビリティレポート」を年1回発行し，ステークホルダーとのコミュニケーションに活用しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針については，業務の適正を確保するための体制として，取締役会で次のとおり決議しています。
　更に，取締役会で，内部統制システムが適切に構築され運用されているかについて確認を行い，実効性あるものとすべく見直しを行っています。
(1)当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ア．当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要事項について決定するとともに、業務執行の監督にあたる。
イ．「コンプライアンス規程」に基づき、「コンプライアンス委員会」を設置し、通報窓口等に報告されたコンプライアンス懸念事例に対する適正な対応をモニターするとともに、当社及び子会社におけるコンプライアンス活動を推進する。
ウ．「コンプライアンス行動規範」の下、コンプライアンスに関わる具体的な行動指針等を定めた「コンプライアンスブック」を活用し、当社グループ全体に徹底する。
エ．社内・社外にコンプライアンス相談を受け付ける窓口を設置し、子会社を含めた国内外の従業員が活用することにより、コンプライアンスに関する疑問点や問題点の解決の一助とするとともに、問題点の早期発見及び是正・抑止に繋げる。
オ．内部統制体制の構築及び全社のコンプライアンス活動を総括推進する内部統制推進室を活用し、管理部門間の連携強化と、内部統制の成熟度向上のための取り組みの強化を図る。
カ．内部監査室は、子会社を含め各執行部門における業務の適法性、社内規程に基づく業務執行の状況を確認するための監査をする。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「回議書取扱規則」その他社内規程に基づき、保存、管理する。

(3)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程等の体制
ア．環境変化とその影響を予測して対応を図るべく、社長を委員長とする「リスク経営委員会」を設置し、潜在的な経営リスクを含め議論する。
イ．「リスクマネジメント基本要綱」に基づき、「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
ウ．「危機発生時の対応規程」その他社内規程に基づき、当社又は子会社において万一重大な危機が発生した場合にも迅速・的確に連絡及び対応をする。
エ．首都直下地震対策、新型インフルエンザ対策等の「事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定し、全社を挙げてその実施及び維持管理に取り組む。
オ．各執行部門は、「内部統制及び自己管理に関する規程」に基づき、業務上のリスクについて、自主点検リスト等を活用した自己管理を行う。
カ．内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、各執行部門のリスク管理状況を確認するための監査を行う。

(4)財務報告に係る内部統制
ア．「財務報告に係る内部統制評価規程」に基づき、グループ全体の財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、財務報告に係る内部統制の適切な整備・運用を図る。
イ．前記ア．の規程に基づき，「財務報告に係る内部統制評価委員会」を設置し，年度整備・運用方針及び評価計画に関する事項，評価範囲の決定に関する事項等を審議・検討する。
ウ．内部監査室は，定期的に，内部統制の有効性の評価及び必要な改善内容の評価を行う。

(5)反社会的勢力との関係遮断
ア．暴力団，総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求等をする人物及び団体に対しては，毅然とした態度で臨み，一切の関係を遮断する。
イ．万一，反社会的勢力が攻撃してきた場合にも，これに屈せず断固として拒否し，「反社会的勢力への対応要領」に基づき，的確に対応する。

(6)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア．業務執行を効率的に行うために，執行役員を置く。
イ．「決裁権限規程」及び「業務執行規程」に基づき，取締役会，代表取締役及び取締役の役割と権限を明確にする。
ウ．「経営委員会規程」に基づき、グループ経営に関わる戦略を立案・検討し、業務執行の意思決定を円滑かつ適正に行うための審議機関として、社長を委員長とする「経営委員会」を設置する。メンバーは、委員長が人事委員会の審議を経た上で決定する。経営委員会は原則月に三度開催する。

(7)当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア．「関係会社規程」において、関係会社管理の責任を主管部室と定めるとともに、その果たすべき役割・機能についても明確化する。また、具体的な管理事項、決裁基準、及び関係会社からの報告事項は管理基準別表に定める。主管部室、及び関係会社はこれらに従い必要な決裁、及び報告を行う。
イ．「関係会社規程」に「関係会社との取引は原則として市場価格ベースとする」旨の基本方針を規定し，利益相反の防止を図る。
ウ．「関係会社規程」に関係会社取締役・監査役選定基準を規定し，当社の取締役は原則として関係会社の取締役に就任しないものとする。
エ．国内外の主要な関係会社の監査役は、原則として内部統制推進室に設置した「経営サポートグループ」等から派遣することとし、関係会社の内部統制に係る経営サポートの強化及びモニター機能を強化する体制を構築する。
オ．グループ標準のITインフラの活用及び間接部門業務の集約化により，業務の効率化を図る。

(8)当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役からの要請に基づき、監査役の職務を補助すべき従業員として、監査役会事務局にスタッフを配置する。

(9)前記(8)の従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
ア．監査役会事務局のスタッフは専任の職務とし，その人事異動・評価等の最終決定には監査役の同意を要することとし，それを人事部の内規として規定する。
イ．「組織規程」に監査役会事務局の職務を規定する。

(10)当社及び子会社の取締役及び従業員並びに子会社の監査役が当社の監査役（監査役会）に報告をするための体制等，当社の監査役への報告に関する体制
ア．取締役，執行役員及び部室長は，「業務執行規程」に基づき，所定の事項を監査役に報告する。
イ．内部監査室は，「内部監査規程」に基づき，監査結果を監査役に報告する。
ウ．「コンプライアンス委員会」にオブザーバーとして常勤監査役の出席を求め、「コンプライアンス相談窓口」の相談・対応状況を随時共有する。

(11)前記(10)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア．前記(10)の報告をした者に対し，当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
イ．「コンプライアンス相談窓口」に相談したことにより、不利益な取扱いを受けることのない旨を「コンプライアンスブック」に記載し、社員向けの利用ガイダンスにも明記するとともに、研修等により周知徹底する。

(12)監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任等、監査役の役割･責務を果たすに当たって必要な費用は、当社が負担する。

(13)その他当社の監査役（監査役会）の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア．代表取締役は，監査役と原則として四半期に一度，定期的なミーティングを開催する。
イ．内部監査室は，内部監査スケジュールや往査等に関して，監査役及び会計監査人と緊密に調整，連携する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方
当社は，反社会的勢力に対しては，毅然とした態度に臨み，一切の関係を遮断することを方針としています。
（2）整備状況
(ア)上記の方針を，「コンプライアンスハンドブック」に「遵守事項」として定め，全役員･従業員に周知徹底しています。
(イ) 反社会的勢力による不当要求に備えて，当社グループ全体として対応するため，「反社会的勢力への対応要領」を定め，社内体制を整備しています。
(ウ) 取引先については，取引開始の前に反社会的勢力でないことの確認を行った上で取引を開始することとし，原則として継続取引のある買掛先とは「反社会的勢力排除条項を定めた契約」を締結することとしています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりです。

⑴ 情報開示の方針
当社は，投資家が適切な投資判断を行う上で必要となる重要な会社情報を，金融商品取引法，会社法，証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に従って，公正･適時･公平に開示を行っております。
また，これらの規則に該当しない場合でも，株主･投資家の皆様のご要望にお応えするよう，積極的かつ公平な情報開示に努めております。

⑵ 社内体制
⑵ア 当社では「情報開示規程」を制定し，当社及び関係会社における会社情報の把握･通知から開示にいたるまでの体制を定めています。
⑵イ 広報管掌取締役又は執行役員を情報開示責任者として，会社情報の開示全般に関する統括責任者と定めています。
また，情報開示責任者を委員長とする情報開示委員会を設置し，開示すべき情報の適正性や開示時期などについて検討･判断を行っています。
また，情報開示委員会の運営を行う事務局を広報部に設置しています。
⑵ウ 決定事実及び発生事実については，主管部署から遅滞なく広報部又は財務部IR室に通知され，情報開示委員会の承認を受けた後で開示を行います。
なお，重大災害等のリスク発生時においては「危機発生時の対応規程」に定められた連絡系統に基づき情報の通知を受けます。
⑵エ 決算情報については，経理部が資料を作成し情報開示委員会の確認の後，取締役会の承認を経て開示を行います。
⑵オ 対外的な情報開示は社長又は情報開示責任者及び必要に応じて財務部IR室長が行います。また，当社グループでは東京証券取引所への開示に加え，当社ホームページ並びに説明会などを通じ，株主･投資家の皆様に積極的に説明を行うよう，努めております。

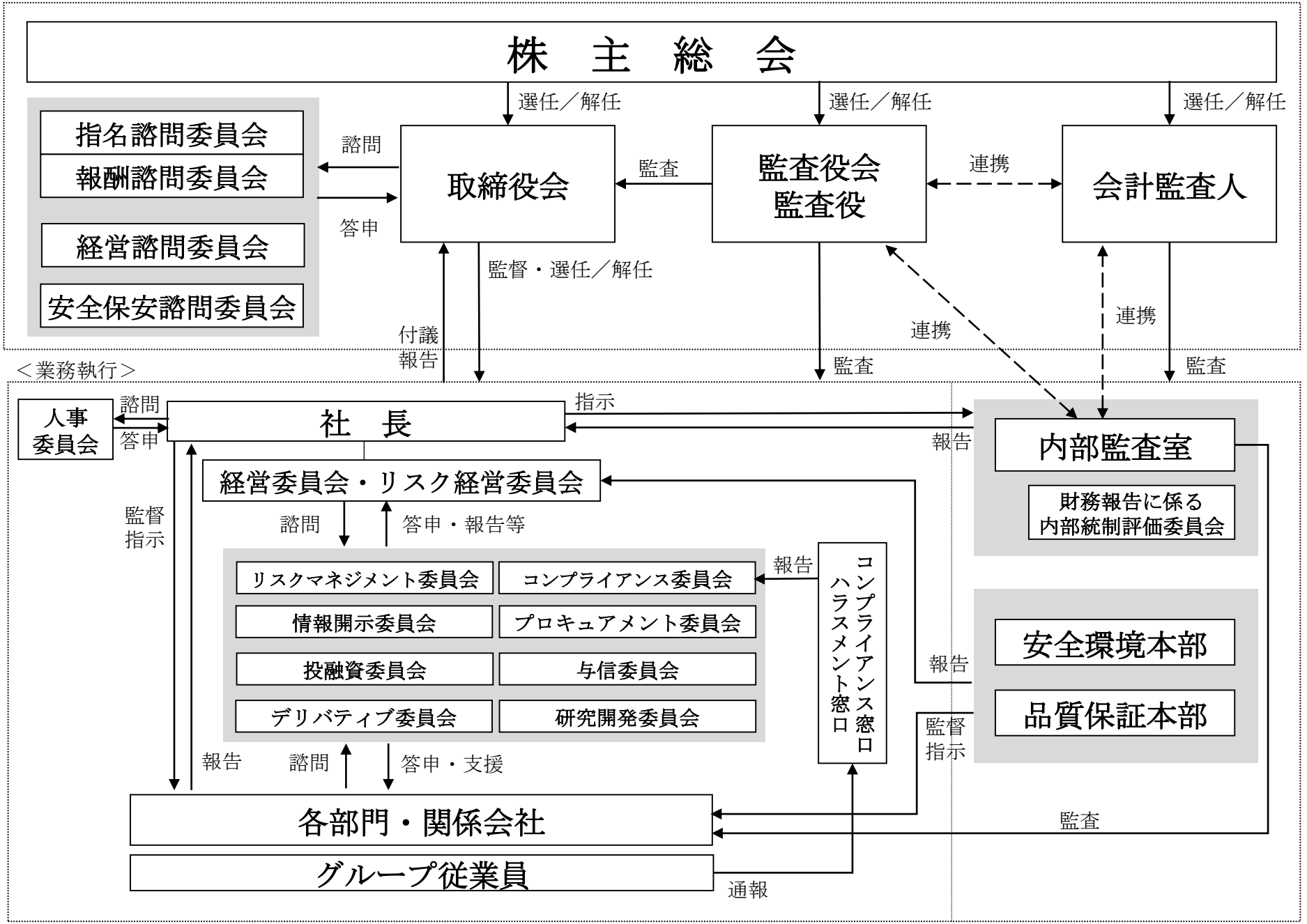
株　主　総　会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
指名諮問委員会
報酬諮問委員会
経営諮問委員会
安全保安諮問委員会
諮問
答申
取締役会
監査
監査役会
監査役
連携
会計監査人
監督・選任／解任
付議
報告
連携
連携
監査
監査
＜業務執行＞
人事
委員会
諮問
答申
社　長
指示
報告
内部監査室
財務報告に係る
内部統制評価委員会
経営委員会・リスク経営委員会
監督
指示
諮問
答申・報告等
リスクマネジメント委員会
コンプライアンス委員会
情報開示委員会
プロキュアメント委員会
投融資委員会
与信委員会
デリバティブ委員会
研究開発委員会
報告
コンプライアンス窓口
ハラスメント窓口
安全環境本部
品質保証本部
報告
監督
指示
報告
諮問
答申・支援
各部門・関係会社
監査
グループ従業員
通報